

住民基本台帳制度をめぐる最近の状況について

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳ネットワークシステム

○ 住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

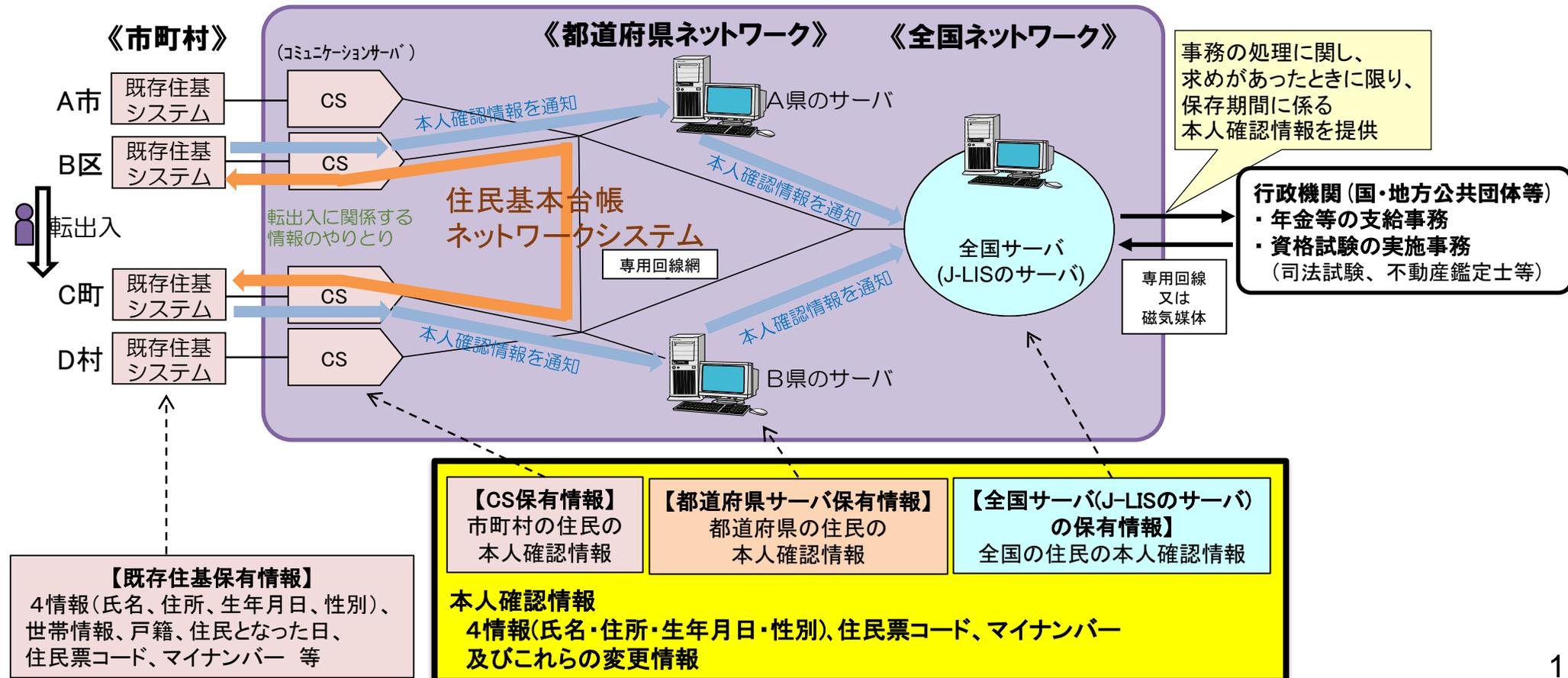
➢ 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報を送信

➢ 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

➡ **住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム**

○ また、住民の転出入があった場合等に、関係する情報を市町村間で送信する際にも住基ネット回線を利用している。

(転入地市町村から転出地市町村への転入通知、マイナンバーカードを用いた転入手続に係る転出証明書情報通知など)



住民基本台帳ネットワークシステムの経緯

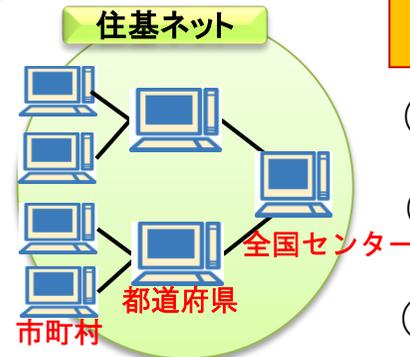
平成6年～	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」
平成8年3月	「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」の最終報告
平成8年7月	「住民基本台帳ネットワークシステム懇談会」
平成9年6月	「住民基本台帳ネットワークシステムの構築について（住民基本台帳法一部改正試案）」 公表、意見募集
平成10年3月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」国会提出
平成11年8月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
平成11年11月	指定情報処理機関の指定（財団法人地方自治情報センター）
平成14年8月5日	住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 （住民への住民票コード通知開始，行政機関への本人確認情報の提供）
平成15年8月25日	住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 （住民基本台帳カードの交付，住民票の写しの広域交付，転入転出手続の簡素化）
平成16年1月	公的個人認証サービス開始
平成18年9月	横浜市が全住民の本人確認情報の送信を完了
平成20年3月6日	住民票コード削除請求に係る最高裁判決（全面勝訴（大阪・石川・愛知・千葉））
平成20年7月8日	杉並事件最高裁決定（全面勝訴）～いわゆる選択制の可否～
平成21年1月5日	杉並区住基ネット接続
平成21年2月	総務大臣から東京都知事に是正の要求の指示（13日），東京都知事から国立市長へ是正の要求（16日）
平成21年8月	総務大臣から福島県知事に是正の要求の指示（11日），福島県知事から矢祭町長へ是正の要求（12日）
平成23年2月4日	国立市住民訴訟（国立市敗訴）
平成23年5月2日	国立市長住基ネット接続表明
平成23年5月10日	住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）
平成24年2月1日	国立市住基ネット接続
平成27年3月30日	矢祭町住基ネット接続（全団体接続）

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

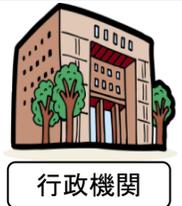
本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約7億件**
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約4,750万件**
(パスポートの発給、税務事務など)



情報提供

- ①
- ②
- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略 → **全国で年間約810万件** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略 → **全国で年間約410万件** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,100万人分**

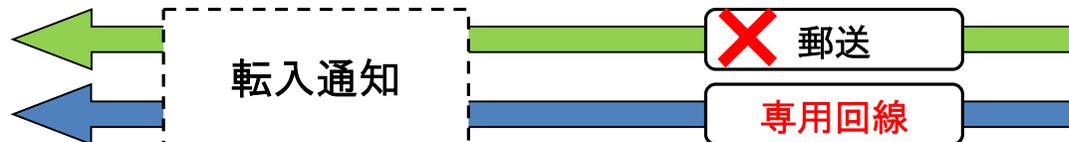


2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

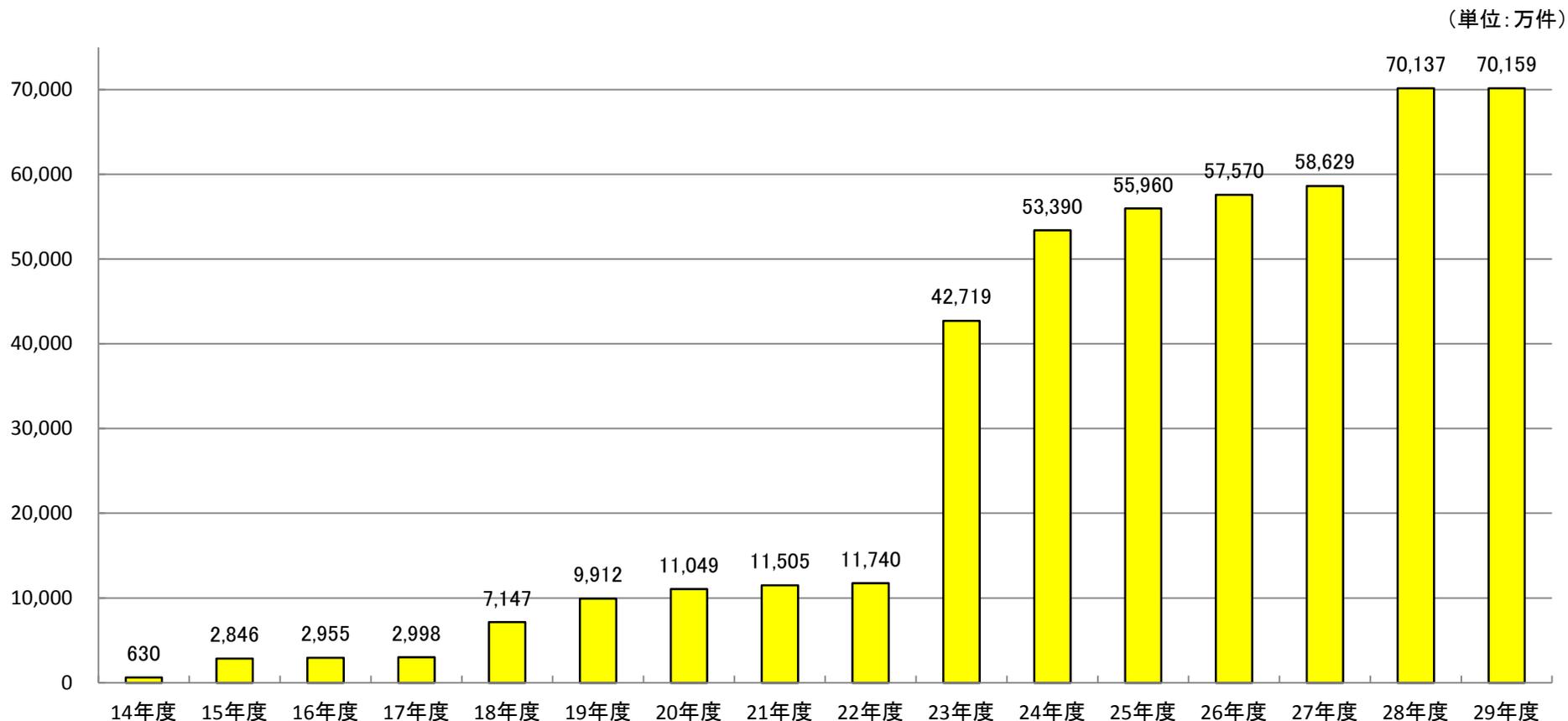
(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約460万件 (約530万人分)** をオンライン化



国の行政機関等への本人確認情報の提供の状況

平成29年度の情報提供件数は、約7億件。



- 住基ネット稼働当初（平成14年8月）から一貫して増加。
- 平成18年10月から年金受給権者の現況届の省略、平成23年7月から年金受給権者の住所変更届、死亡届の省略に利用されたことにより件数が大幅に増加。
- 平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に伴い、マイナンバーの初期突合やマイナンバーの確認等で利用されたことにより件数が増加。
- 平成30年3月から年金被保険者の住所変更届等の省略のため利用を開始。

住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や地方公共団体情報システム機構が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 外部からの侵入防止(※)

- 専用回線の利用、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより嚴重な通信制御、IDS（侵入検知システム）による侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等の汎用性のあるものは使用せず、独自のアプリケーションによる通信

■ 内部の不正利用（不正閲覧）の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者認証に生体認証を用いることにより、操作者以外の者の操作を防止
- 市町村での操作履歴の確認及び地方公共団体情報システム機構での業務アクセスログの常時監視
- 照会条件の限定

■ その他の措置

- 全市町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・システム運営監査（外部監査）
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）、不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に刑罰が加重。

※ 下線部が不正アクセス防止のための対策

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I 納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

II 社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

III 情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

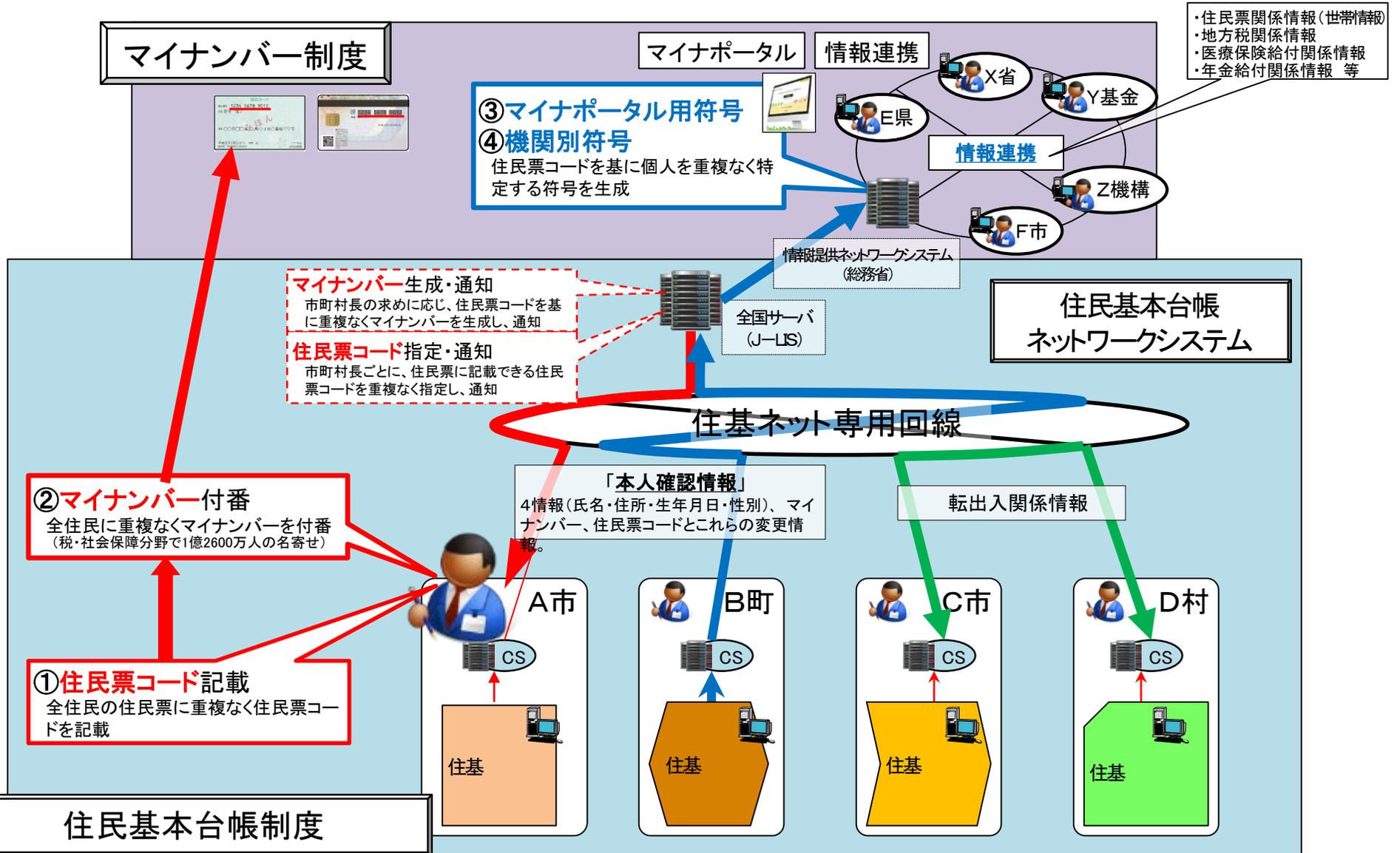
IV マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

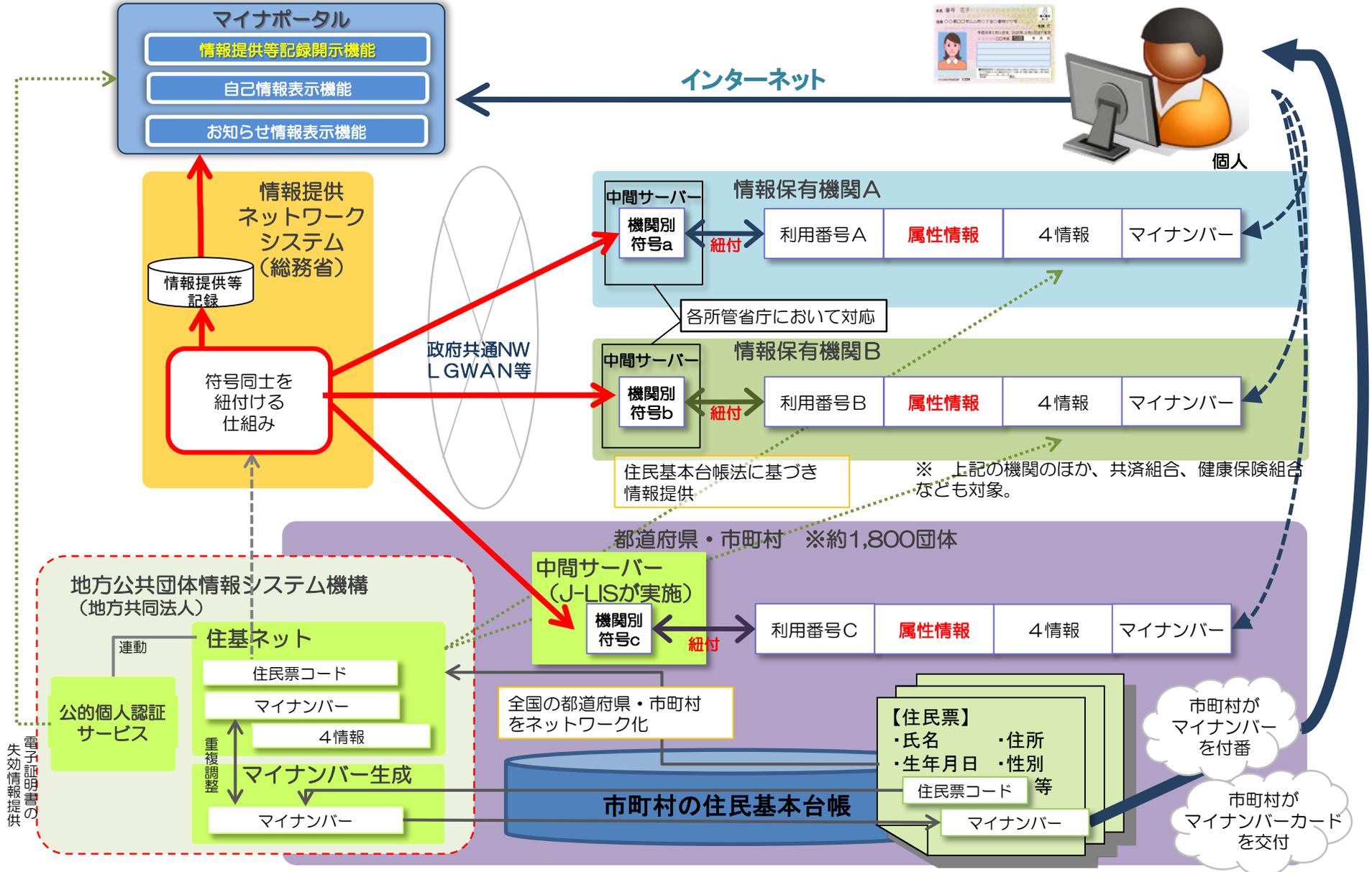
※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

マイナンバー制度を支える住民基本台帳ネットワークシステム

○ 住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステム。全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



マイナンバー制度を支える関連システムの全体像

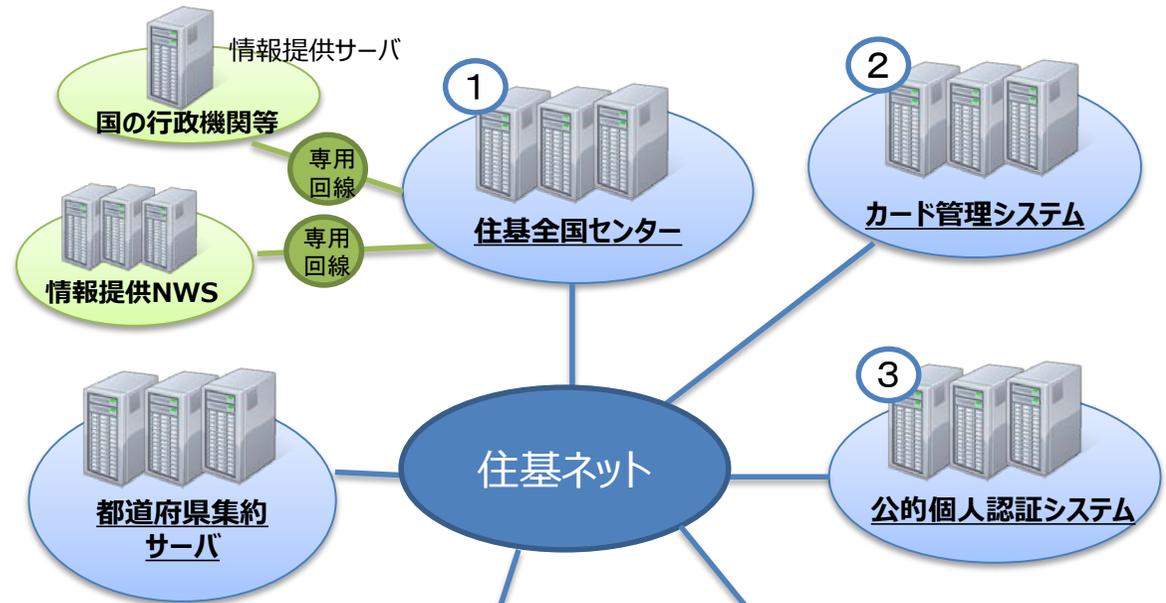


住基ネット回線を利用する市町村の主なマイナンバー制度関係業務

- マイナンバー制度の導入に伴い、住基ネット回線を利用して処理する業務が追加。具体的には、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付・管理、マイナンバーカードに搭載される電子証明書(公的個人認証)の発行、情報連携等で用いる機関別符号の生成等である。
- 住基ネットは、市町村の区域を越えた本人確認のためのシステムや転出入の事務処理に用いるネットワークという従来の位置づけに加え、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステムとなっている。

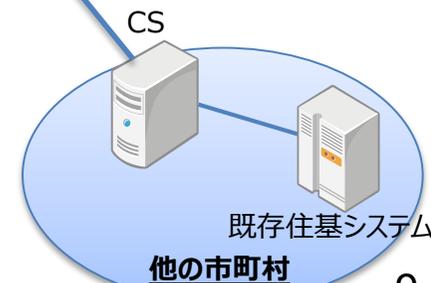
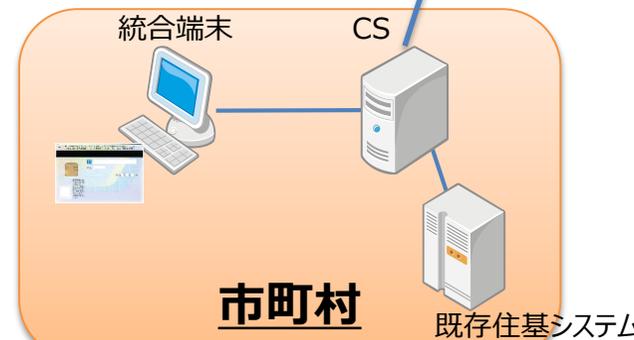
① 住基全国センターと通信を行う業務

- ・ 本人確認情報の検索
→ マイナンバーカード等の提示を受け、マイナンバーを確認することが困難な場合、全国センターにマイナンバーの真正性を確認。
- ・ マイナンバーの付番
→ 全国センターへマイナンバーの生成を要求。全国センターからマイナンバーとすべき番号を市町村に通知。
- ・ 機関別符号の取得要求
→ 全国センターに対し情報連携で用いる機関別符号の取得を要求。全国センターは情報提供NWSに符号生成に必要な住民票コードを通知。



② カード管理システムと通信を行う業務

- ・ マイナンバーカードの交付、管理
→ マイナンバーカードの交付前設定作業やマイナンバーカードを発行している住民の把握等。



③ 公的個人認証システムと通信を行う業務

- ・ 電子証明書の発行
→ 転入により住所が変更となった場合など、マイナンバーカードに搭載する新しい電子証明書を公的個人認証システムから取得。

住基ネット、マイナンバーカード等に関する業務のセキュリティ対策について

- 昨今、市町村において住基ネットの本人確認情報の不正利用やマイナンバーカードの紛失などの事案が複数報告されている。
- これらの事案は住民基本台帳制度、マイナンバー制度の信頼を著しく損なうものであり、市町村におけるセキュリティ対策の徹底が必須である。

実際に報告された事例

- ① 住基ネットの不正利用
 - ・ 操作者権限が与えられていた職員が、端末をログオフせずに離席したところ、その端末で住基ネットへ業務目的外で不正アクセスした。
 - ・ 職員が興味本位で、著名人の本人確認情報を検索した。（当該職員は戒告処分）
 - ・ 職員が操作練習のために知人の本人確認情報を検索した。（当該職員は戒告処分）
- ② マイナンバーカード等の紛失
 - ・ 保管庫に保管していたマイナンバーカードが紛失した。保管場所へは担当課の職員であれば誰でも入室可能であり、鍵の使用も可能であった。
 - ・ 窓口に置いてあったマイナンバーカード及び端末が紛失した。職員の離席時に盗難されたものと推測される。この窓口は執務室のレイアウト上死角になっており、また、端末にセキュリティワイヤーを設置していなかった。

○ 住基ネット、マイナンバーカード等のセキュリティ対策については、各種規程、通知等で明示。

【住基ネット、マイナンバーカード等のセキュリティ対策に係る主な規程、通知等】

- ・ 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）
- ・ 通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）
- ・ 通知カード及びマイナンバーカードの適正な保管の徹底について（平成29年10月18日付総行住第236号）
- ・ 返戻された通知カードの適切な取扱いについて（平成30年1月23日付総行住第6号）
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備等及びマイナンバーカード等の適正な管理の徹底について（平成30年2月28日付総行住第24号）
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針（地方公共団体情報システム機構制定）

○ 適切なセキュリティ対策が行われるためには、適時に点検を行うことが重要。

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)

第1 用語の定義

第2 体制、規程等の整備

- 1 体制の整備 → 責任体制等の確認、監視体制の整備、団体内で連絡調整を行う場の設置等
- 2 規程等の整備 → 企画・開発・運用に係る規程や設計書等の整備等
- 3 人事、教育、研修等 → 運用に必要な職員の配置・交換等、教育・研修の計画策定・実施等
- 4 監査 → 監査体制を確立し、規格・開発・運用の各段階におけるセキュリティ体制を評価
- 5 緊急時体制 → 障害時等の行動計画、住民への周知方法及び関係者への連絡方法を規定。障害発生時に備えた教育・研修の実施等

第3 住基ネットの環境・設備

- 1 建物及び重要機能室 → 建物及び重要機能室への侵入の防止等、重要機能室の配置及び構造(連絡設備の設置、専用の部屋の確保等)
- 2 障害の防止等 → 電氣的・機械的障害や水、火災等による障害等の防止、地震対策等
- 3 ネットワークの設備及び構造 → 専用回線の使用、予備回線の設置等

第4 住基ネットの管理

- 1 入退室管理 → 入退室資格の付与、重要機能室の鍵等の管理・搬出入物品の確認、事務室の管理(職員不在時の事務室の施錠等)
- 2 ソフトウェア開発等の管理 → ソフトウェア開発等に係る試験の実施、エラー及び不正行為の防止等
- 3 住基ネットの管理 → 電子計算機・端末機等のアクセス権限の限定、ファイアウォールによる通信制御、通信相手相互の認証、データの暗号化等
- 4 端末機の管理 → 端末機の操作者の確認、ファイルの利用制限、操作履歴の記録 等
- 5 電子計算機の管理 → データの暗号化のための秘密鍵の管理、住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外のソフトウェアの作動禁止
- 6 磁気ディスクの管理 → 保管庫等の設置、持ち出し及び返却の確認 等
- 7 構成機器及び関連設備等の管理 → 住基ネットへの機器の接続方法等の明確化、ハードウェア・ソフトウェア等の記録管理、保守の実施等
- 8 データ、プログラム、ドキュメント等の管理 → データ、プログラム、ドキュメントの取扱方法等の明確化、データ処理の計画・記録の作成 等
- 9 障害時等の対応 → 障害や不正アクセスを発見する機能や障害からの早期回復のための代替機能等の整備、不正アクセス判明時の対応等
- 10 委託を行う場合等の措置 → 委託先の社会的信用の確認、委託先の監督、再委託の制限 等

第5 既設ネットワークとの接続等

- 1 住基ネットと既設ネットワークを接続する場合の接続条件 → 責任体制等の明確化、専用回線等の利用、ファイアウォールによる通信制御 等
- 2 既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整 → 既設ネットワークにおける個人情報の漏えいのおそれがある場合の関係者の連絡調整

第6 住基ネットの運用

- 住基ネットの運用計画(運用時間・業務開始手続等)の策定。転出入に係る通知、住民票の広域交付、本人確認情報の通知及び記録等の運用方法

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)①

第1 用語の定義

第2 通知カードのセキュリティ対策等及び管理等

- 1 通知カードのセキュリティ対策等 → 券面の偽造等の防止、通知カードの交付、作成委託の制限
- 2 通知カードの管理等 → 住所地市町村長における通知カードの管理 等

第3 個人番号カードのセキュリティ対策等

- 1 個人番号カードの仕様 → セキュリティ対策が可能な中央演算処理装置付きの半導体集積回路を組み込んだカードとする
- 2 個人番号カードのセキュリティ対策等 → 暗証番号の設定、情報の読取り又は解析が出来ない仕組みの保持、券面の偽造等の防止 等
- 3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証 → 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格の認証を受けたカードとする

第4 個人番号カードの管理及び運用

- 1 個人番号カードの交付等 → 発行前の管理、交付、作成委託の制限、継続利用
- 2 個人番号カードの管理等 → 作成及び運用状況の管理、暗証番号の変更等

第5 個人番号カードの基本利用領域の利用

- 1 個人番号カードの基本利用領域の利用制限 → 市町村の執行機関、都道府県の執行機関、又は国の機関等による利用の制限、これらの機関等以外の者による利用の禁止
- 2 個人番号カードによる本人確認情報の提供又は利用 → 暗証番号の照合による保有者の確認、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証、記録された情報に対するアクセス権限を有することの確認
- 3 必要最小限の情報の記録 → 住民票コード以外の個人情報の記録の禁止

第6 個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用

- 1 個人番号カードの領域間の独立性の確保 → 券面事項確認アプリケーションが他の領域等に情報を記録し、又は記録された情報を読み取ることが出来ない措置を講ずること
- 2 券面事項確認利用領域管理システム等の利用 → 安全かつ確実に実行する運用及び管理を行うシステム等を使用すること
- 3 必要最小限の情報の記録 → 券面事項確認情報以外の個人情報の記録の禁止

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)②

第7 個人番号カードの券面事項入力補助利用領域の利用

- 1 個人番号カードの領域間の独立性の確保 → 券面事項入力補助アプリケーションが他の領域等に情報を記録し、又は記録された情報を読み取ることが出来ない措置を講ずること
- 2 券面事項入力補助利用領域管理システム等の使用 → 安全かつ確実に実行する運用及び管理を行うシステム等を使用すること
- 3 必要最小限の情報の記録 → 券面事項入力補助情報及び署名券面情報以外の個人情報の記録の禁止

第8 個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域の利用

- 1 個人番号カードの領域間の独立性の確保 → 公的個人認証サービスアプリケーションが他の領域等に情報を記録し、又は記録された情報を読み取ることが出来ない措置を講ずること
- 2 公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護 → 認証業務等の技術的基準の充足、必要最小限の個人情報の記録

第9 個人番号カードの条例等利用領域等の利用 [地方公共団体等がICチップの空き領域を利用する場合]

- 1 条例規定事務以外の事務への利用の禁止等 → ICチップへの不特定アプリケーションの搭載制限、条例等利用領域管理システムの導入
- 2 個人番号カードの領域間の独立性の確保 → 基本利用領域等と条例等利用領域間の独立性の確保、複数の条例等利用領域間の独立性の確保
- 3 条例等利用アプリケーションにおける個人情報の保護 → 条例規定事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施、必要最小限の個人情報の記録等

第10 民間事業者の安全管理の基準 [民間事業者がICチップの空き領域を利用する場合]

- 1 役員等の基準 → 役員又は業務統括者について刑法犯等の排除
- 2 条例等利用アプリケーション等の基準 → 機構が提供等するアプリケーションの利用、機構システムと端末機との専用回路による通信専用端末の利用
- 3 業務等の基準 → 業務について規程等の整備、委託先事業者の確認と適切な監督、毎年1回総務大臣に対する報告

○管理簿の整備

・保管することとなったカードについて、保管状況を適正に管理できるよう管理票や管理IDとともに整理の上、管理簿として整備及び管理する。

○保管庫の設置・運用

- ・カードを安全かつ適切に保管し、紛失・盗難等を避けるため、カード保管専用の保管庫を容易に移動できないように設置し、交付事務でカードを取り出す等の場合を除き、保管庫は常時施錠しておく。
- ・保管庫やその鍵の管理を含め、カードの保管に責任を有する職員を順位を含めて定め、組織的な管理体制を確保及び徹底する。
- ・不特定の者が保管庫を使用できないよう、保管庫の解錠及び施錠について、特定の職員に限り使用可能とする。
- ・保管庫の利用時には、カードや記載情報の持ち出しを防ぐため、私物のカバンや袋、携帯電話やスマートフォン等を持ち込ませないこととし、都度確認を行う。保管庫の施錠時には、情報の持ち出しがないかの確認を行う。
- ・現に交付等されるべき必要なカードのみ保管庫から持ち出すなど、不要不急のカードの保管庫からの持ち出しは行わない。

○相互確認・把握体制の確保

- ・カードの出し入れを含めた保管庫での事務処理は、複数人で行うとともに、事務処理を行った職員及び事務処理の内容や状況を管理簿等に記録する。
- ・責任者から目視することができる位置に保管庫を設置したり、保管庫の利用状況を確認することができるようカメラを設置したりするなどして、保管庫での事務処理の状況を責任者が把握することができるようにする。

○定期的な点検等

- ・現に保管されているカードの状況について、定期的に、保管庫での事務処理状況を記録した管理簿等と突合の上、点検・把握する。
- ・一定期間が経過しても申請者が取得に来ない等により保管が不要となったカードについては、適切に廃棄する。

○職員の研修・育成

- ・人事異動や担当替え等の際に、新旧の責任者・担当者間での念入りな事務引継を行うとともに、新任担当者に対し、業務内容に応じた実践的な研修等を実施する。
- ・研修は、人事異動や担当替えの際に1回行えばよいものではなく、業務の経験度合いに応じて適切な時期を捉えて複数回実施する。
- ・業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようわかりやすいマニュアルを整備する。
- ・事務に熟達した責任者・担当者においても、あらためて業務手順やマニュアル等を確認する。

チェックリスト（自己点検）について

チェックリストは、住民基本台帳法、同法に基づく技術的基準等を具体化し、利用機関がセキュリティの強化を図ることを目的として自己点検を行うために作成されたものである。

マイナンバー制度導入以降は、マイナンバー法、同法に基づく技術基準等（マイナンバーカード等の管理に関するもの）のセキュリティ対策も記載している。

目的

定期的に、セキュリティ対策が適切に実施されていることを確認する。
使用するチェックリストの名称は下記のとおり。

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム及び
それに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版

確認項目

- (1) ルールが作成されていること
 - ・ セキュリティ対策に関する組織体制の整備に係る規程や運用規程などについて組織的にルールを定め、職員へ周知している。
- (2) ルールに沿って運用されていること
 - ・ 組織的に定めたルールに沿って適切に業務が行われており、その運用の記録を残している。
 - ・ 管理者が運用の記録を確認し、ルールに沿って運用されていることを確認している。

- 市町村においては住基ネット担当部署だけでなく、統合端末を設置しているその他の部署（福祉課、税務課等）についても自己点検を実施
- また、統合端末を設置している一部事務組合・広域連合についても自己点検を実施

令和元年度のスケジュール（予定）

○4月12日 住基ネットセキュリティ担当者説明会

⇒ 住基ネットの概要及び住基ネットセキュリティについて都道府県の住基ネット担当者に説明。

○5月22日 住民基本台帳制度関係事務担当者説明会

⇒ 住基ネットの概要等、住民基本台帳制度関係事務に係るトピックスについて、都道府県の住基ネット・住民基本台帳制度関係事務担当者に説明。

○5月下旬～ 各都道府県の住民基本台帳制度関係事務担当者説明会

⇒ 住基ネットセキュリティ、住民基本台帳制度関係事務に係るトピックスについて各市町村担当者向けに説明。

○5月下旬～ チェックリスト等による自己点検

⇒ 各市町村において、チェックリストに基づき自己点検を実施。

⇒ 各都道府県は、市町村の自己点検の結果を把握し、必要に応じて指導した上で総務省に報告。

○10月上旬～ 自己点検結果に係るヒアリング

⇒ 各市町村が実施した住基ネットの自己点検の結果を各都道府県が把握し、必要に応じて各市町村に指導した上で、その内容に基づき総務省がヒアリングを実施。

○夏頃～ システム運営監査

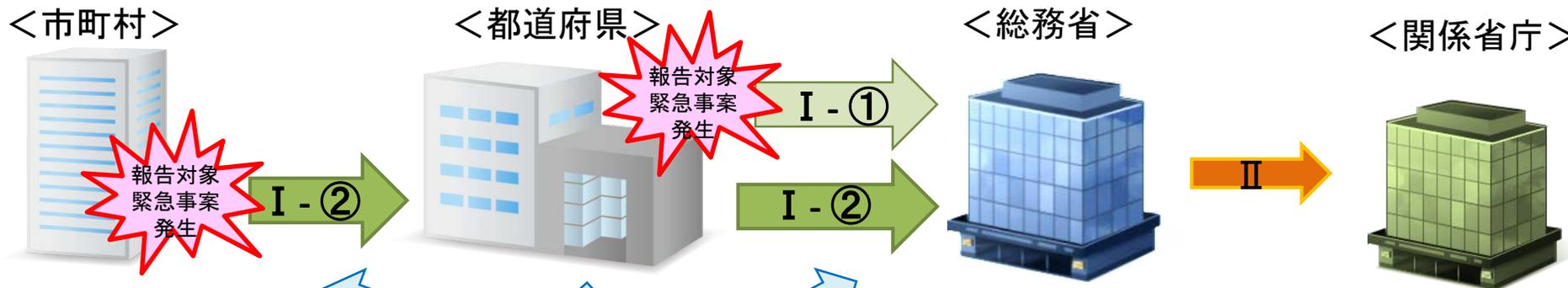
⇒ 各都道府県が選定した団体（240団体程度）を対象に、外部監査を実施。

⇒ システム運営監査には、可能な限り都道府県が立ち会い情報共有を図ることや、監査人の視点を養うことが重要。

⇒ 指摘事項を踏まえ、都道府県独自に実地調査を行うことも重要。

住民制度課所掌事務に係る緊急事案の報告要領について

総務省自治行政局住民制度課(以下「住民制度課」という。)の所掌事務に関する個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等に該当する事案(これらに該当する可能性がある事案も含む。以下「報告対象緊急事案」という。)が発生した場合、住民制度課に対して直ちに報告。



【報告対象緊急事案】

① 次の事務に関する個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等に該当する事案(可能性がある場合も含む。)

- ・住民基本台帳 ・通知カード及びマイナンバーカード
- ・住基ネット ・住民票関係情報の情報連携に関する事務

② マイナンバーの変更が必要となる場合(必要となる可能性がある場合も含む。)におけるマイナンバーの漏えいに該当する事案(漏えいに該当する可能性がある事案を含む。)

【報告事項】

- ・発生元の団体名及び部課名 ・確認日時及び発生日時
 - ・報告対象緊急事案の概要(経緯・発生原因など)
 - ・報道発表予定の有無(有りの場合、その内容) ・担当者及び連絡先(発生原因が特定できた段階)
 - ・報告対象緊急事案への対応策 ・報告対象緊急事案の再発防止策
 - ・その他報告対象緊急事案の全容把握及び対応に必要な事項(情報漏えいがある場合)
 - ・漏えいした情報の内容、件数、漏えい元、漏えい先 他
 - ・漏えいした情報の管理体制(人的体制、ネットワーク構成等)
- ※ 報告可能なものから順次報告。

I-① 都道府県で報告対象緊急事案が発生した場合、総務省に直ちに報告。

I-② 市町村で報告対象緊急事案が発生した場合、直ちに都道府県へ報告。

市町村から報告を受けた都道府県は直ちに総務省に報告。

I-③ J-LISにおいて報告対象緊急事案を検知した場合、発生した地方公共団体及び総務省へ直ちに報告。

報告を受けた地方公共団体は I-①又は I-②により総務省へ報告。

II 総務省は報告対象緊急事案の報告を受けた場合、報告対象緊急事案に対する措置を講じ、必要に応じて関係省庁へ連絡。

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正を行うもの

公布日:平成31年4月17日 施行予定日:令和元年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載が可能
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能
- 氏を変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏を変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏(一人一つ)の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

住民票等への旧氏の記載等の具体例

例① 旧氏を初めて記載する場合

氏 : 出生 **A** → 結婚 **B** → 離婚 **A** → 再婚 **C** → 離婚 **A** → 再婚 **D**

➡ 「D」の時には、2つ以上前の旧氏を継続的に使用している場合等も考えられるため、「A」・「B」・「C」のいずれも旧氏として記載可能

例② 旧氏を変更する場合

氏 : 結婚 **A** → **B** → 離婚 **A** → 再婚 **C** → 離婚 **A**

旧氏 : **B** → **B** → **B** → **C** → **A** → **C**

旧氏記載
変更
変更

➡ 再婚等により、氏に変更が生じた場合、「記載している旧氏」を使い続けるか、「直前に称していた旧氏」に旧氏を変更するか選択可能

例③ 旧氏を再記載する場合

氏 : 結婚 **A** → **B** → 離婚 **A** → 再婚 **C** → 離婚 **A** → 再婚 **D**

旧氏 : **A** → **B** → × → **A or C**

旧氏記載 変更 旧氏削除 再記載

➡ 旧氏削除以後に称していた「A」・「C」のいずれも旧氏として記載可能
一方、削除以前に称していた「B」は記載不可

住民票における旧氏記載の位置

＜日本人住民に係る住民票の様式例＞

住 民 票									
氏名	明 大 昭 平 令			男	世 帯	続	世 帯 員 数	住 民 と な っ た 年 月 日	明
	旧 氏	年 月 日 生	女						
住 所								異 年 昭 動 月 昭	
本 籍								筆 頭 者	
前 住 所									

旧氏欄を追加

個人番号カードにおける旧氏記載の位置



山田	[佐藤]	花子
↑	↑	↑
氏	[旧氏]	名

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載に係る制度が多くの方々に認知され活用されるよう、広報・啓発活動を実施する。

広報のポイント

婚姻等で氏に変更があった場合に、希望する者の請求(戸籍謄抄本等を添付)により、従来、称してきた氏が個人番号カード等に記載される(市町村長が公証する)ことで、旧氏が、

- 契約など様々な場面で活用され、
- 就職や職場等における身分証明に資することができる

ものとなることを、多くの方々に認知され活用される必要があること。

総務省の主な取組(予定)

- 総務省ホームページ等で制度の概要を周知(4月)
- 関係省庁や地方公共団体向けの周知用広報データを作成・配信し、ホームページ・広報誌等への掲載を依頼(5月下旬)
- 市町村の住民基本台帳担当職員を対象とした全国説明会で周知・説明(5月下旬～7月上旬)
- 広報・啓発用ポスターの配布(7月以降)

旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの？

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続は2段階！

STEP1

旧姓が記載された
戸籍謄本等を用意しましょう



入手方法は3種類！

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)

(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。
発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している
市区町村のみです。
詳しくはコンビニ交付JのHP
(<https://www.lg-waps.go.jp>)をご覧ください。



用意ができたら
提出しよう！



STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒に
マイナンバーカード(通知カード)を
持って、現在お住まいの
市区町村へ行こう！



? 旧氏とは？

「旧氏(きゅうしうじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のこと
です。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載が
されています。



旧姓は1人に1つだけ
つけられるよ！

旧姓併記に ついての Q&A

マイナンバーカードを持っていないくても旧姓を併記する手続きはできますか。

マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するが、マイナンバーカードを新規に作る事ができます。

なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

旧姓を削除することはできますか。

必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



Q

旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。)

なお、引越して他の市区町村に入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q

結婚して氏が変わったのですが、既に住民票等に併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。

既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。



Q

住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の方のみを表示することはできません。



旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されるよ！

Q

旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。



デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）
- 個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- 罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加

【デジタル手続法】住民基本台帳法等の一部改正部分 概要

背景・必要性

本改正における対応

社会のデジタル化への対応

国外転出者に関する手続のオンライン化

- ◆ マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。国外に転出して住民票が消除されると利用できない現状
- ◆ 国外に滞在する日本人の増加
H29:約135万人(外務省調べ)

情報システムを活用した行政事務（マイナンバー制度等）拡大への対応

- ◆ 住民票は、マイナンバーや住民票コードを記載した原本。長期かつ確実な保存が必要

土地所有問題等への対応

- ◆ 過去の居住関係の公証が必要

オンライン本人確認手段の利便性向上

- ◆ オンライン手続・サービスの多様化
- ◆ マイナンバーカードの健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定

マイナンバーカードの取得の促進

- ◆ 通知カードからマイナンバーカードへの移行促進

- 国外転出者の本人確認情報の公証
- 国外転出者による公的個人認証(電子証明書)・個人番号カードの利用
(国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を認証基盤に活用)
- ・戸籍の附票の記載事項追加、附票本人確認情報提供機能構築【住民基本台帳法改正】
- ・国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等【マイナンバー法・公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から5年以内で政令で定める日

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証(除票の除票簿への保存等)【住民基本台帳法改正】

保存期間延長を政令改正で措置

(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日:公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式)【公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

- 個人番号カードへの移行拡大(通知カードの廃止)【マイナンバー法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状

＜参考＞ ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
 ※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
 ・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

- 国外に長期滞在する日本国民が増加

- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり

例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
 ・将来的には在外投票におけるインターネット投票

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日：公布の日から5年以内で政令で定める日

本人確認情報の長期かつ確実な保存(除票の除票簿への保存等)関係 改正概要

改正の背景

- **住民票情報は情報システムを活用する行政事務の基盤(マイナンバーや住民票コードの原本)**
例) マイナンバー制度の活用により、年金など長期にわたり個人情報をシステム上管理する事務が効率的に実現可能
 - **土地所有問題への対応など、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まり**
例) ・土地所有者の探索 ・休眠預金の活用時の同一人性の証明 ・車の廃車や譲渡時の同一人性の証明 等
- ◆ **経済財政運営と改革の基本方針2018/未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)**
 - 所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。(略)また、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。

住民基本台帳法の一部改正

本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存

- ① 「除票(簿)」、「戸籍の附票の除票(簿)」の位置付け
- ② 住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化
- ③ 安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定
 - i) 住民票の除票、戸籍の附票の除票についての市町村長の安全管理義務
 - ii) 偽りその他不正の手段による写しの取得への罰金等

公証基盤として制度上明確に位置付け長期かつ確実な保存を実現

保存期間延長を政令改正で措置
(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日: 公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式)関係 改正概要

改正の背景

- デジタル化に伴う公的個人認証(電子証明書)の利用範囲拡大を見据え、利用方法の多様化が必要
 - マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定
- 医療機関窓口では、多様な疾患を持つ患者の本人確認を円滑に行うことが必要



利用者証明用電子証明書

発行番号 R 2 2 2 2
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構

 利用者証明用公開鍵

- ・4情報なし
- ・マイナポータルログイン等
- ・利用に**4桁の暗証番号**

署名用電子証明書

氏名 〇 太郎
 生年月日 〇年〇月〇日
 性別 男
 住所 東京都千代田区〇〇〇〇-2-1-2
 発行番号 S 1 1 1 1
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構

 署名用公開鍵

- ・4情報あり
- ・電子申告(eTax)等
- ・利用に**6~16桁の暗証番号**

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入

公的個人認証法の一部改正

- 特定利用者証明検証者の認可制度の創設
 - ・総務大臣による事前認可・変更認可(認可及び認可取消しの基準)
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の授受
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の適切管理義務・目的外利用の禁止、秘密保持義務
 - ・総務大臣による報告徴収

選挙人名簿登録に係る住民基本台帳担当部局との連携について

- 選挙権は国民の基本的な権利であり、投票の機会が得られるようにすることが必要。
- 一部の選挙管理委員会で独自の居住実態調査を行われ、当該調査により住所が存在しないと判断した者を選挙人名簿に登録しないことがあるが、選管と住民基本台帳部局との間で十分な連携が図られず、結果としていずれの団体の選挙人名簿にも登録されないという事例が存在する。
- そのため、選管独自の居住実態調査の実施や結果等について選管と住基部局が連携し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等が図られるよう、各市町村の選管及び住基部局に以下の内容を通知。

【選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて(平成30年3月28日付け総行選第20号・総行住第46号)】

- 選管と住基部局が連携し、住民票の異動の必要性について引き続き十分に周知・啓発を行うこと(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合には、過料があることにも留意。)
- 住基部局においては、定期又は随時に住基法第34条に基づく調査を行うことにより、住民基本台帳の記録の正確性の確保に努めること。
住基部局の調査により、住所を有しない者については住民票の消除を行い、関係事項を必ず選管に通知すること。また、選管は、住基部局が住所を有しないと判断した者について、選挙人名簿に登録しない又は選挙人名簿に転出の表示若しくは抹消すること。
- 選管独自の居住実態調査を行う場合には、その方法や時期、調査結果の取扱い等について、選管と住基部局が十分な連携・調整を行うこと。
選管独自の調査の結果、居住実態に疑義が生じた場合には、住基部局に連絡し、住基部局が住所を有しないと判断した場合には、住基部局の調査の結果への対応と同様の取扱いをすること。
- 選管独自の調査を住基部局と十分連携・調整の上行った結果、選管が選挙の公正確保のため、住民票の消除前に選挙人名簿に登録しない等の措置をした場合には、住基部局に必ず通報し、住基部局も住民票の消除を適切に行うこと。
- 選管は、上記により選挙人名簿に登録しなかった等の者に対し、その旨と現実に住所を有している市区町村への転入届をすること等を周知すること。
- 既に行われた選管による居住実態調査により、選挙人の適切な異動の名簿に登録しなかった等の者について、選挙人名簿と住民基本台帳との整合が図られていない場合には、上記の取扱いを踏まえ、適切な対応をとること。

個人番号を記載した住民票の写し等の交付の取扱いについての変更点

○ 「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け通知)により、マイナンバーを記載した住民票の写し等について、15歳未満の者の法定代理人・成年後見人に対し、直接交付が可能となった。

請求方法 請求者	窓 口		郵 便	
	改正前	改正後	改正前	改正後
本人	直接交付…………○ 本人住所へ送付……— 本人住所以外へ送付…—		直接交付…………— 本人住所へ送付……○ 本人住所以外へ送付…○ →理由及び送付場所が正当と認められる場合は、 本人の住所以外の場所へ送付することができる。	
法定代理人 (15歳未満の 者の法定代 理人又は成 年後見人)	直接交付…………× 本人住所へ送付……○ 本人住所以外へ送付…×	〈変更点〉 直接交付…………○ 本人住所へ送付……— 本人住所以外へ送付…—	直接交付…………— 本人住所へ送付……○ 本人住所以外へ送付…×	〈変更点〉 直接交付…………— 本人住所へ送付……○ 本人住所以外(法定 代理人の住所・職場 等に限る)へ送付…○
法定代理人 の使者等		直接交付…………× 本人住所へ送付……○ 本人住所以外(法定 代理人の住所・職場 等に限る)へ送付…○	→窓口においても、代理人に直接交付せず、本人の住所あてに郵送することとされていることから、本人の住所以外の場所あてに送付することは、理由及び送付場所が正当と認められない。	
上記以外の 任意代理人	直接交付…………× 本人住所へ送付……○ 本人住所以外へ送付…×		直接交付…………— 本人住所へ送付……○ 本人住所以外へ送付…× →窓口においても、代理人に直接交付せず、本人の住所あてに郵送することとされていることから、本人の住所以外の場所あてに送付することは、理由及び送付場所が正当と認められない。	

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について

平成30年10月2日付け通知

- 出生があった場合、戸籍法に基づく出生届が提出され、これをもとに住民票の記載が行われるのが原則
- しかしながら、出生届が行われなかったことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じている。
- このため、住民サービスの円滑な提供及び居住関係の公証の観点から
 - ① 就籍届の提出に至らない者について
 - ② 戸籍法第110条の規定における就籍許可審判又は第111条の規定における確定判決を受けるための裁判手続が進められており
 - ③ 日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には
市町村長の判断により、職権で住民票の記載をすることができる旨の通知を発出

※ 出生証明書等や父又は母の戸籍謄本などに基づき、本人と詳細に面談を行い判断
また、必要に応じて実態調査を実施

住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置(平成16年7月施行)

目的

- DV等(※1)の加害者が、住民票の写し等の交付等(※2)を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。

※1 DV等…ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為

※2 住民票の写し等の交付等…住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付

DV等支援措置の概要

- DV等の被害者が市町村長にDV等支援措置を申し出て、当該市町村長が支援の必要性があると認めた場合、加害者からの住民票の写し等の交付等(※2)の請求が制限される。

* 住民基本台帳法(第11条の2、第12条、第12条の3、第12条の4、第20条)での措置

請求が不当な目的によることが明らかな場合や相当と認めることができない場合には、閲覧させない、交付しない。

* 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(第4条第2項)、戸籍の附票の写しの交付に関する省令(第1条第2項)での措置

DV等被害者本人又はDV等被害者と同一世帯の者による住民票の写し等の交付等の請求の場合にも、請求事由を明らかにさせる(通常の場合は明らかにさせる必要はない)。

* 住民基本台帳事務処理要領での措置

住民票の写し等の交付等(※2)の制限について具体的な支援措置を規定。

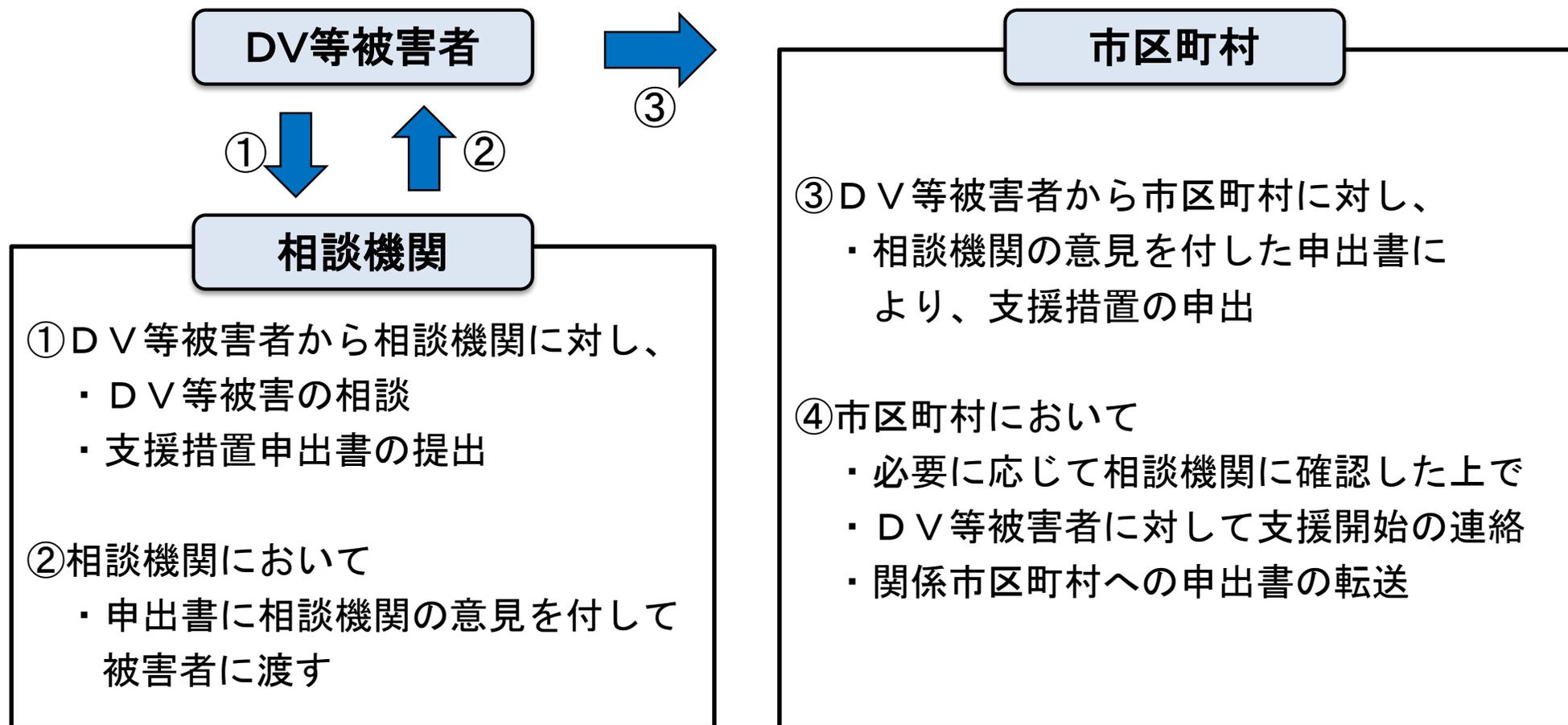
①支援措置を受けることができる対象者

- ・ 支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者

②支援措置の内容

- ・ 加害者からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
- ・ 支援対象者本人からの請求 → 住民票の写し等の交付のみによる対応とし、加害者の支援対象者本人へのなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。
- ・ その他の第三者からの申出 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。

DV等支援措置を受けるための手続の流れ(例) <相談機関が意見を付す場合>



※相談機関：警察、配偶者暴力相談支援センターなど

※事前に相談機関への相談を行っている場合は、①・②は不要

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

	市区町村	受付	連絡
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先	本人確認
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他	
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかに○)	A 配偶者暴力防止法 B ストーカー規制法 C 児童虐待防止法 D その他前記AからCまでに準ずるケース			
添付書類 (該当書類に○)	保護命令決定書(写し)		その他	
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面			
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)			
支援措置を求め るもの (現住所が記載されているものに 限る)	希望に○	支援を求めめる事務		現住所等
		住民基本台帳の閲覧		現住所 同上
		住民票の写し等の交付(現住所)		現住所 同上
		住民票の写し等の交付(前住所)		前住所
		戸籍の附票の写し等の交付(本籍地)		本籍
	戸籍の附票の写し等の交付(前本籍地)		前本籍	
併せて支援を求め る者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係
相談機 関等の 意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求めめる者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1、2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況: 平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)			年月日 担当 相手方 市区町村の確認
	備考			

(注) ●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村長に申出を行って下さい。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかに○を記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

DV等支援措置に関する適正な事務執行の徹底に関する最近の要請

<最近の事案>

支援対象者(DV等被害者)の
転出届の受理通知を
加害者へ誤送付

支援対象者の住民票の写しを
加害者へ誤交付

支援対象者の戸籍の附票の写しを
加害者へ誤交付

当初受付市区町村が支援措置情報を
連絡し忘れたため、本籍地市区町村が支援対象
者の戸籍の附票の写しを加害者へ誤交付

加害者の依頼を受けた弁護士に対し、
支援対象者の住民票の写しを誤交付

<要請等>

**平成26年
6月25日**

支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ
再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知

- ・支援措置責任者の設置・明確化
- ・支援措置責任者への確認の徹底
- ・交付制限の解除権限の限定
- ・マニュアルの改善 ・チェック方法の改善
- ・他部局との情報連携の改善

同日

**都道府県担当者を集めた説明会において、
市区町村における適正な事務処理の徹底等を要請**

7～8月

**各都道府県で開催される市区町村住基担当者向け
説明会で、適正な事務処理の徹底等を要請**

9月10日

支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ
再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知

- ・閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底
- ・支援措置責任者への確認等の徹底
- ・人事異動後等における適正な事務の執行の確保

**平成27年
9月4日**

支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ
再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知

- ・情報連携・連絡等に関する徹底
- ・事務処理の確認に関する徹底

**平成30年
3月28日**

弁護士等から加害者の代理人として又は加害者が依頼した事件等の特定
事務受任者として住民票の写し等の交付等の申出があった場合には、
**加害者から本人からの申出があったものとみなし、申出を拒否する
取扱いとすべき旨を全自治体に通知**

**平成30年
12月3日**

裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し
等の交付の請求又は申出があった場合には、加害者には交付せず、
**裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によることを
全自治体に通知**

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について

平成30年12月3日付け通知

- DV等の加害者(代理人等を含む。以下同じ。)から、裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合には、市区町村においては、以下のとおり対応するよう、通知を发出
 - ⇒ 加害者からの請求又は申出があった際には、加害者には交付せず、**裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によること。**
 - ⇒ **加害者に対して、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。**
- 最高裁判所においても、11月30日付けで、「DV等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度課長通知への対応等について(事務連絡)」を各裁判所あてに发出
 - ⇒ DV等支援措置において加害者とされた原告等が、裁判所に対し、被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出する場合には、裁判所は、被告の住所に関する市区町村に対し調査囑託を行うことが考えられる。

性同一性障害、性的指向、性自認に関する通知

住民票記載事項証明書

住民票の写し等の交付に係る質疑応答について（平成28年12月12日総行住第198号）

- 性同一性障害、性的指向、性自認に関係して、男女の別を記載しない住民票記載事項証明書の交付に係る本人請求が可能であること、このような請求ができることについての住民からの問い合わせに適切に対応いただきたいこと及び庁内の関係部局と連携して住民への周知を検討いただきたいことを、各都道府県あてに通知

印鑑証明書

印鑑登録証明事務に係る質疑応答について（平成28年12月12日総行住第199号）

- 性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとすることが可能である旨を示した通知を各都道府県あてに発出

通称不正記載について

○偽造された資料や雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を疎明資料として虚偽の通称記載の申出を行う事案が発生している。

○刑法第157条の公正証書原本不実記載等の罪に該当する行為であって犯罪行為である。
なお、未遂についても罰せられる。

参照条文

(公正証書原本不実記載等)

刑法第157条

公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

外国人住民に係る通称記載における留意事項について(通知) (平成30年3月26日付総行外第1号)の概要

- 現在、通称記載においては、社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明を求めることとしている。
- 具体的には、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求めることにより、厳格に確認を行うこととしている。
(平成25年11月15日付総行外第18号通知、住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)サ)

報告のあった事案

- 上記確認にあたり、偽造された診察券及び雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を用いて通称を住民票に記載した上で、同通称名で国民健康保険証を取得しようとした。

通知内容

- 不正記載事案が頻発していることから、以前より厳格な確認をお願いしているが、改めて留意事項をまとめて通知するもの。
- 複数提示させる資料等については、少なくとも本人の意思により作成したと認められる資料は適当ではない。
- 確認の際には、書類の有無のような形式的な確認ではなく、使用実績を確認するため口頭確認等を行うなど徹底して確認を行うようにし、書類に疑義があれば証明書の発行元に確認するなど厳格な確認を行うこと。

等

外国人住民に関する住民基本台帳制度に関する相談窓口について

○自治体職員の方からのご依頼により、住民基本台帳制度に関するお問い合わせで窓口等にお見えになった外国人との間で、制度に関する通訳を行います(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語の通訳が可能)。

下線部の言語は今年度より追加

外国人住民に関する住民基本台帳制度のコールセンターを開設しています。

0570-066-630(ナビダイヤル)
03-6436-3605(IP電話、PHSからの通話の場合)

【名称】

外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するコールセンター

【開設期間】

平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火) (土日祝日及び年末年始を除く。)

【受付時間】

8:30～17:30

【その他サービス内容・想定している利用者について】

自治体職員以外の方から日本語及び多言語(前記の10言語)による制度に関する問い合わせがあった場合、回答いたします。

(外国人住民の方の個別具体の住民票の記載等に係るお問い合わせについては、その方のお住まいの市区町村の連絡先をご案内させていただきます。)

※平成30年度より自治体職員からの制度に関する質問については、受付しておりません。